

附属書十（第十章関係） 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在に関する区分

第一節 短期の商用訪問者

1 業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（一方の締約国において投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、一方の締約国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事し又は自らサービスの提供に従事することなく、一方の締約国に滞在する他方の締約国の国民は、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

2 1に規定する入国及び一時的な滞在については、次の(a)から(c)までに掲げるものを含む入国審査のために必要な文書が提示された場合には、1に規定する国民に対し、労働の許可の取得を要求することなく、許可する。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であつて第十章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

(a) 締約国の国籍を有していることを証明するもの

- (b) 当該国民が1にいう業務活動に従事することを証明する文書
 - (c) 当該国民が国内の雇用市場への参入を求めないことを証明する証拠
- 3 締約国は、他方の締約国の国民が次の(a)及び(b)を証明することにより2(c)の要件を満たすこととなることを認める。
- (a) 予定されている業務活動の報酬の源泉が、入国及び一時的な滞在を許可する締約国の国外にあること。
 - (b) 当該国民が業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所が、主として入国及び一時的な滞在を許可する締約国の国外にあること。
 - 4 締約国は、業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所について、口頭による申告を受理することができる。締約国は、更なる証明を要求する場合には、原則として、これらの事項を証明する雇用者からの書簡を十分な証拠であると認める。
 - 5 いずれの締約国も、次のことを行ってはならない。
 - (a) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の条件として、事前承認の手續又は同様の効果を有する他の

手続を要求すること。

(b) 1の規定に基づく入国に関して数量制限を課し、又は維持すること。

6 締約国は、5の規定にかかわらず、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第二節 企業内転勤者

1 一方の締約国の国民（他方の締約国への入国及び他方の締約国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、他方の締約国内においてサービスを提供する企業又は他方の締約国内において投資を行う企業によって雇用されているものに限る。）であつて、当該企業の他方の締約国における支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該企業が所有し若しくは支配し若しくは当該企業と関連し、かつ、他方の締約国において設立され若しくは組織される企業に転任するものは、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であつて第十章の規定に反しないものに従い、かつ、次のいずれかの活動に従事することを条件とする。

- (a) 長として支店又は代表事務所を管理する活動
- (b) 役員又は監査役として企業を管理する活動
- (c) 企業の一又は二以上の部門を管理する活動
- (d) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動
- (e) 法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動

注釈 この附属書の規定の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

- 2 1(d)及び(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する国民が、原則として大学教育(学士)又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。
- 3 いずれの締約国も、1の規定に基づく入国に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。
- 4 締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第三節 投資家

1 次のいずれかの活動に従事する一方の締約国の国民は、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であつて第十章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

(a) 他方の締約国における事業に投資してその経営を行う活動

(b) 他方の締約国の者以外の者であつて当該他方の締約国における事業に投資しているものに代わつてその経営を行う活動

(c) 他方の締約国における事業であつて当該他方の締約国の者以外の者が投資しているものの管理

2 いずれの締約国も、1の規定に基づく入国に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

3 締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第四節 一方の締約国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて専門的な業務活動に従事する他方の締約国の国民

1 一方の締約国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、一方の締約国に一時的に滞在する期間次のいずれかの専門的な業務活動に従事する他方の締約国の国民は、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であつて第十章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、両締約国のそれぞれの出入国管理に関する法令において定める次のもの

(i) 日本国については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（その改正を含む。以下同じ。）でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づく活動

(ii) メキシコについては、付録二に掲げる職業に係る活動

(b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動、又は当該一方の締約国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、両締約国のそれぞれの出入国管理に関する法令において定める次のもの

(i) 日本国については、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業

務」の在留資格に基づく活動

(ii) メキシコについては、付録二に掲げる職業に係る活動

2 1 (a)及び(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する国民が、原則として大学教育(学士)又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

3 いずれの締約国も、1の規定に基づく入国に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

4 締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

1 第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、

- (a) 日本国は、九十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。
- (b) メキシコは、三十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

2 第二節に規定する入国及び一時的な滞在については、

- (a) 日本国は、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。
- (b) メキシコは、一年間（この期間は、一年ずつ四回に限り更新することができる。）の滞在を許可する。

3 第三節に規定する入国及び一時的な滞在については、

- (a) 日本国は、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。
- (b) メキシコは、一年間（この期間は、一年ずつ四回に限り更新することができる。）の滞在を許可する。

4 第四節に規定する入国及び一時的な滞在については、

- (a) 日本国は、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。
- (b) メキシコは、一年間（この期間は、一年ずつ四回に限り更新することができる。）の滞在を許可する。

付録二

職業（注1）

必要とされる教育上の資格

一般

| | |
|------------------|------------------------|
| 会計専門家 | 学士 (Licenciatura) (注2) |
| 経営管理者 | 学士 (Licenciatura) (注2) |
| 建築家 | 学士 (Licenciatura) (注2) |
| コンピュータ・システムアナリスト | 学士 (Licenciatura) (注2) |
| 保険計理人 | 学士 (Licenciatura) (注2) |
| 経済専門家 | 学士 (Licenciatura) (注2) |
| 技術者 | 学士 (Licenciatura) (注2) |
| 林学専門家 | 学士 (Licenciatura) (注2) |
| グラフィック・デザイナー | 学士 (Licenciatura) (注2) |

ホテル支配人

学士 (Licenciatura) (ホテル・レストラン管
理) (注2)

工業デザイナー

学士 (Licenciatura) (注2)

インテリア・デザイナー

学士 (Licenciatura) (注2)

測量技術者

学士 (Licenciatura) (注2)

景観設計専門家

学士 (Licenciatura) (注2)

法律家

学士 (Licenciatura) (五年) (注2)

司書

学士 (Licenciatura) (注2)

数理専門家 (統計専門家を含む。)

学士 (Licenciatura) (注2)

ソーシャル・ワーカー

学士 (Licenciatura) (注2)

都市計画専門家

学士 (Licenciatura) (注2)

教育者

学士 (Licenciatura) (注2)

医療又はこれに関連する分野の専門家

歯科医師

歯学博士又は口腔外科学博士（注3）

臨床検査技師（注4）

学士（Licenciatura）（注2）

栄養士

学士（Licenciatura）（注2）

作業療法士

学士（Licenciatura）（注2）

化学者・薬剤師・生物学者

学士（Licenciatura）（注2）

医師（教育又は研究を目的とする場合に限る。）

医学博士（注5）

心理学者

学士（Licenciatura）（注2）

レクリエーション療法士

学士（Licenciatura）（注2）

看護師

学士（Licenciatura）（注2）

獣医師

獣医学博士（注6）

科学者

農学者

学士（Licenciatura）（注2）

養蜂専門家

学士（Licenciatura）（注2）

生物学者

学士 (Licenciatura) (注2)

化学者

学士 (Licenciatura) (注2)

食品化学者

学士 (Licenciatura) (注2)

地質学者

学士 (Licenciatura) (注2)

地球化学者

学士 (Licenciatura) (注2)

地球物理学者

学士 (Licenciatura) (注2)

物理学者

学士 (Licenciatura) (注2)

植物育成者

学士 (Licenciatura) (注2)

注1 この付録二の規定に基づき入国及び一時的な滞在を求める国民は、該当する職業に関する訓練の業務（セミナーの実施を含む。）を行うことができる。

注2 大学その他これに類する教育機関（日本国におけるものを含む。）が与える学位は、「学士 (Licenciatura)」と同等のもののみならず。

注3 大学その他これと同等の教育機関（日本国におけるものを含む。）が与える歯学の学位は、「歯学博

士」又は「口腔くわう外科学博士」と同等のものとみなす。

注4 この分類における国民は、研究所において、疾病の診断、治療又は予防のための化学的、生物学的、血液学的、免疫学的、微視的又は細菌学的な検査及び分析を行うために入国及び一時的な滞在を求めるものでなければならぬ。

注5 大学その他これと同等の教育機関（日本国におけるものを含む。）が与える医学の学位は、「医学博士」と同等のものとみなす。

注6 大学その他これと同等の教育機関（日本国におけるものを含む。）が与える獣医学の学位は、「獣医学博士」と同等のものとみなす。